令和元年 11 月 27 日

「堺すずめ踊り」に関わる商標通常使用権許諾に関するコンセプト

堺すずめ踊り協賛会
会長　奥野圭作

Ⅰ.「堺すずめ踊り」に関わる「商標通常使用権許諾契約」の意義

1．組織（堺すずめ踊り協賛会）解散後、「堺すずめ踊り」を市民の求心力として活かす

堺市民が日常の生活の中で誰にも妨げられることなくすずめ踊りを楽しみ、「人が輝き地域を元気に！」を合言葉に堺の諸行事に誇りを持って参加し、「堺すずめ踊り」を市民文化として末永く生きがいづくりに活かしてください。

2．「仙臺すずめ踊り連盟」（仙台・青葉まつり協賛会）との絆の証

個々の持ち味を活かして仙台市民と「すずめ踊り」を共有し、多様で自主的な市民文化「堺すずめ踊り」を育み、近世初頭に培われた堺と仙台の文化交流の底流を将来にわたって伝えてください。

Ⅱ.「堺すずめ踊り」に関わる「商標通常使用許諾契約」の要点

1．契約の主体

甲：公益財団法人仙台観光国際協会　　乙：公益社団法人堺観光コンベンション協会

2．通常使用権の範囲（第 2 条）

(1) 許諾地域：日本国内

(2) 使用許諾期間：5 年間（令和 2 年1月1 日～令和 6 年 12 月 31 日）
上記期間満了の 1 月前までに、甲または乙から特段の意思表示がない限り、本契約は同一条件で更新し、以後も同様とする。

(3) 許諾内容：「すずめ踊り」普及等を目的とした「堺すずめ踊り」の名称の使用

3．使用料（第 3 条）

本商標の使用料は、「すずめ踊り」の普及が目的であることから、使用料については甲は乙に対してこれを求めないものとする。

4．侵害排除（第 7 条）

甲は、第三者が本商標に基づく商標権を侵害した時は、速やかにその侵害の排除の措置を講ずるものとし、かかる場合に、乙は甲に協力するものとする。

5．信義則（第 10 条）

本契約に定めない事項、又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

Ⅲ.「堺すずめ踊り」の名称使用に関わる公告

ホームページ「堺すずめ踊り」〔令和 2 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日までの 5 年間（案）保持〕トップページに以下の文章を公告する。

> 公益財団法人仙台観光国際協会様が商標登録されておられます商標権「すずめ踊り」のもと「堺すずめ踊り」という名称をご厚意により使用させていただくことができることとなりました。
>
> そのご厚意のもと、仙台市様、公益財団法人仙台観光国際協会様、堺市様、公益社団法人堺観光コンベンション協会様が今後も交流を続けていかれます。

以上